平成24年第1回上天草市議会臨時会会議録

平成24年2月13日 午前10時開会 議場

- 1. 議事日程(第1日目)
 - 日程第 1 会議録署名議員の指名
 - 日程第 2 会期の決定
 - 日程第 3 承認第1号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて(和解及び損害賠償額の決定)
 - 日程第 4 議案第1号 上天草市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第 5 議案第2号 上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例の制定について
 - 日程第 6 議案第3号 平成23年度上天草市一般会計補正予算(第8号)
 - 日程第 7 議案第4号 工事請負契約の変更について(倉江配水池築造工事)
- 2. 本日の出席議員は次のとおりである。(22名)

議長 堀江 隆臣

1番	平田	晶子		2番	何川	雅彦	3番	田中	辰夫
4番	須﨑	光枝		5番	宮下	昌子	6番	西本	輝幸
7番	髙橋	健		8番	小西	涼司	9番	田中	豊八
10番	島田	光久	1	1番	川口	望	12番	田中	万里
13番	北垣	潮	1	4番	園田	一博	15番	窪田	進市
16番	津留	和子	1	7番	桑原	千知	18番	渡辺	勝也
19番	田中	勝毅	2	0番	蕏塜	安親	21番	新宅	靖司

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

 市
 長
 川端
 祐樹
 教
 育
 長
 鬼塚
 宗徳

 総務企画部長
 杉田省吾
 市民生活部長
 佐伯秀昭

 建設部長
 尾上徳廣経済振興部長
 坂中孝臣

 教 育 部 長 松本 和任 健康福祉部長 橋本 秀雄

 会 計 管 理 者 杉田 良一 上天草総合病院事務長 松本 精史

 水 道 局 長 楠本 金生 総 務 課 長 村上 理一

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長 森内 孝生 局 長 補 佐 山下 正 参 事 小松野洋己

開会 午前10時00分

○議長(堀江 隆臣君) おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、これより平成24年第1回上天草市議会臨時会を開会いたします。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

議案質疑については、同一議題での質問項目は3項目で、補正予算議案は各課につき3項目と 定めてございます。質疑の通告をなされていない方は1項目とし、その質疑回数は同一議題3回 以内と会議規則で定めてありますので、遵守をお願いいたします。

また、質疑に対しては、自己の意見など一般質問的にならないように御注意をお願いいたします。

それでは、直ちに会議に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(堀江 隆臣君) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に3番、田中辰夫君、4番、須﨑光枝君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長(堀江 隆臣君) 日程第2、会期の決定については、2月8日に議会運営委員会が開催 され、会期並びに上程議案の審議方法について協議がなされておりますので、その報告を求め ます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長(西本 輝幸君) おはようございます。

2月8日議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げ

ます。

委員会の検討事項は、上天草市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定について、及び平成23年度上天草市一般会計補正予算(第8号)ほか3件、合計5議案でございました。委員会では、慎重に審議いたしました結果、全員異議なく本会議へ上程することに決定いたしました。

また、会期は本日1日とし、審議方法につきましては、時間的に急施を要する用件であり、委員会への付託を省略し、本日の本会議において審議、採決することで決定しましたので、御賛同を賜りますようお願い申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長(堀江 隆臣君) お諮りいたします。

ただいまの委員長報告どおり決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 隆臣君) 御異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は、委員長報告どおり本日1日間と決定いたしました。

日程第3 承認第1号 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて(和解及び 損害賠償額の決定)

○議長(堀江 隆臣君) 次に日程第3、承認第1号、専決処分の報告並びにその承認を求める ことについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(川端 祐樹君) 今回の臨時会に提案いたします議案は、専決処分の報告並びにその承認を求めることについての、専決処分の承認を求める議案1件、上天草市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定など条例関係を2件、平成23年度上天草市一般会計補正予算第8号の予算議案1件、工事請負契約の変更についての1件、合計で5議案を上程しているところでございます。

まず、承認第1号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて御説明申し上げます。 この内容は、和解及び損害賠償額の決定について専決処分を行いましたので、その報告を行い、 承認を求めるものでございます。詳しい内容につきましては所管部長から説明いたしますので、 御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(堀江 隆臣君) 提案理由の説明が終わりました。

次に、執行部より議案内容の説明を求めます。

建設部長。

〇建設部長(尾上 徳廣君) おはようございます。

承認第1号について御説明いたします。議案書の1ページをお開きください。

承認第1号、専決処分の報告並びにその承認を求めることについて。

和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専 決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、その承認を求めるものでございます。

次に、内容について御説明いたします。議案説明資料の1ページから5ページをお開きください。

専決第15号、和解及び損害賠償額の決定について。平成23年11月27日、市道下老岳線の上天草市松島町教良木2279番地地先で発生した道路側溝ぶたのふぐあいによる車両破損事故に関し、次の者と上天草市の間に次のとおり損害賠償額を決定し、和解することにします。平成23年12月22日専決、市長名。和解の相手方、損害賠償の額、和解事項については議案書に記載のとおりでございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(堀江 隆臣君) 以上で、執行部から提案理由及び議案内容の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告があっておりますので、発言を許します。

10番、島田光久君。

〇10番(島田 光久君) おはようございます。

和解及び損害賠償額の決定について、ちょっとお尋ねしたいと思います。

今回の案件は、道路側溝の不都合ということで事故が発生して、損害賠償されているわけですけれども、前回も同じような事案が出ていて、その後調査されて、緊急に整備するところはするというような答弁だったんですが、恐らく、法的に詳しい人はこんなふうに損害賠償してくるんだけれども、個人の人は事故を起こしてもほとんどやっていない人も結構いるのではないかと思うんですよ。

それと、各区長さんあたりから、側溝のふたとか、そういう軽微な陳情というものが相当上がってきていると思うんですよ。その辺の調査、管理を現状ではどのくらいやっているのか。まだ相当残っているのか。

それと、市道と民有地とのはざまに鉄板を敷いてある側溝のふた、結構見受けるんですよ。そ の辺はどうなるのか。その2点を教えてください。

- 〇議長(堀江 隆臣君) 建設部長。
- **〇建設部長(尾上 徳廣君)** お答えいたします。

まず1点目の車両等の事故、個人の事故というのが、やはり地域住民は地域をかなり知っておりますので、理解して通行していると思います。今回の事件は配送業者のヤマト運輸さんでございますので、個人の家に配送中にUターンしたり、そういう点で鉄板の鋼製ぶたに乗ってはね上がったと思っております。

それから、2点目の現地調査等でございますけれども、議員御指摘のとおり、今のところ計画 的には行っておりません。今後はその点も踏まえて、建設課職員にお願いして現地パトロールを 実行していきたいと思います。 それから、情報提供の件ですけれども、さきの議会でも申したとおり、行政区には提供を呼びかけております。連絡があった箇所は、その都度手当をしているところでございます。今回の場所も五、六万円かけて鋼製のグレーチングという丈夫なふたに取りかえております。今後もこのようにしていきたいと考えております。

また、周知徹底は3月の上天草市広報に記載する予定でございます。 以上です。

- 〇議長(堀江 隆臣君) 島田君。
- **〇10番(島田 光久君)** 今後、こういう案件が出てくる前に、やはり整備するべきだと思います。だから、ある程度、区長さんにお願いして、やはり予算も伴うと思いますから、しっかり計画的にしていかないと、市民が知ったら、恐らくこういう事件はどんどん出てくると思います。今まで見ていると、やはり法的に詳しい大手の企業さんはこうしてやってくるけれども、個人の人は事故を起こしても、ほとんどしていないと思うんですよ。だから、今後整備計画を課内でしっかり考えてつくってほしいと思うんですが、どうですか。
- 〇議長(堀江 隆臣君) 建設部長。
- **○建設部長(尾上 徳廣君)** 議員御指摘のとおり、今のところは、先ほど申したとおり計画的 に調査は実施していませんけれども、今後は、その方向性で働きかけていきたいと思います。 以上です。
- **〇議長(堀江 隆臣君)** 島田君。
- **〇10番(島田 光久君)** それと、先ほど、市道と民間の土地との間の側溝は、板だったり鉄板だったりしてあるところが結構あるんですよ、市道の枝葉に入ると。そういうところで事故を起こした場合は、基本的にはどうなるんですか、法的には。
- 〇議長(堀江 隆臣君) 建設部長。
- **○建設部長(尾上 徳廣君)** 本来の場合は国家賠償法に基づいて、管理瑕疵という関係で、市道と民地の境界、また、我々建設課の場合はどうしても、道路の側溝上の問題とか、横断している横断側溝とかの問題でありますので、市道の範囲内、台帳に載っているところにつきましては、市の管理瑕疵として補償をしているところでございます。
- **〇議長(堀江 隆臣君)** 以上で、通告による質疑は終わりました。ほかに質疑はございませんか。

5番、宮下君。

- ○5番(宮下 昌子君) この件ですが、今の部長の答弁で、ここの箇所は地区からの、例えば 区長さんを通じてふぐあいの状況というのは上がってきていなかったということで理解したん ですけれども、さっき島田議員も言われましたが、各地区にこういう場所はあると思うんです ね。それで、区長さんなどから上がってきた、こういう場所がほかにもあるかどうかを確認し たいと思います。
- 〇議長(堀江 隆臣君) 建設部長。

〇建設部長(尾上 徳廣君) お答えします。

要望箇所には、事故が起こった今の、そういう簡易的な場所ではなくて、大体多めに、側溝全体の敷設がえをしてほしいとか、舗装面をしてほしいとか、含まれてきております。そういう簡易なものは、それに応じて、先ほど議員もおっしゃったように、早急に調整していきたいと考えているところでございます。

以上です。

- **〇議長(堀江 隆臣君)** 宮下君。
- ○5番(宮下 昌子君) 私の記憶しているところでは、今年度だけでこういうのが3件あったと思うんですね。多分、街灯の腐食もありました。同じようなのが前回もありました。これはきちんと管理がされていないから、こういうことになるんだと思うんですが、管理する側として、先ほど部長は、今後きちんとしていくと言われましたけれども、前回もそうですよね。職員がパトロールをする時間がないのであれば、区長さんを通じてとか、地区住民を通じて、そういう箇所がないかどうか、あったら出していただくとか、そういう周知徹底とか、そういうことをやはりしていかなければいけないと思うんです。私の記憶では、今年度だけでも多分3件だと思いますが、3件も起きているということに対して、市長はいかがお考えでしょうか。
- 〇議長(堀江 隆臣君) 市長。
- **〇市長(川端 祐樹君)** 私の見解ということでありますけれども、議案の内容と直接的な関係 はありませんが、お答えしたいと思います。

今回の件については、事故が発生したということでありますが、これは損害賠償請求等があってのことですから、法的に対処しなければいけないということで承認をお願いしているところでございます。

それと別次元の話で、上天草市における危険箇所があるようでありますから、それは常々、区長さんからの報告もあっておりますし、また、年に数回の区長会の中で、私どももその要望は常に聞いているところでございます。

また別の考えから言いますと、学校の通学路とかの危険箇所等は常々調査あるいは問題箇所があれば整備するというスタンスでおりますから、その点はどうか御理解いただきたいと思います。

- 〇議長(堀江 隆臣君) 宮下君。
- ○5番(宮下 昌子君) 今回、人的被害はなかったんですけれども、高齢者とか子どもとか事故に遭う危険もありますので、ぜひ、そういうところは、きちんと安全に心がけていただきたいというふうに思います。
- ○議長(堀江 隆臣君) ほかに質疑はございませんか。

「「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

O議長(堀江 隆臣君) ほかに質疑がなければ、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

「「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀江 隆臣君) 討論がございませんので、これをもって終了いたします。

それでは、承認第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(堀江 隆臣君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第4 議案第1号 上天草市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定について 日程第5 議案第2号 上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関す る条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(堀江 隆臣君) 次に日程第4、議案第1号、上天草市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定について、及び日程第5、議案第2号、上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(川端 祐樹君) 議案第1号、上天草市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第2号、上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、2件の議案の詳しい内容につきましては、所管部長である総務企画部長から御説明申し上げたいと思います。

簡単に申し上げますと、議案第1号は、組織改正に伴うものでありますが、業務の役割分担に 関わるものでございます。

議案第2号につきまして、若干ながら私から御説明申し上げたいと存じます。特別職の職員と言いますのは、簡単に言いますと、民間の企業にいらっしゃる方を上天草市にお受けいたしまして、上天草市の職員として働いていただくということでございます。上天草市が現在進めている大きな政策が経済振興でございます。その経済振興の中で最も重視しているのが観光と6次産業化でございます。その二つの分野をそれぞれ担当いただく民間人を採用する考えでございます。期間は2年間です。

といいますのは、現在観光、6次産業化、それぞれ上天草市のプロパー職員が進めてまいりましたけれども、いよいよもって、ここで民間の考え方を取り入れるべき時期というふうに考えております。といいますのは、具体的な売上額あるいは数字という部分を追求する作業が上天草市には必要であるというふうに判断しております。その点は、やはり行政よりも民間職員のほうがシビアでありますし、また、そのノウハウも持っていらっしゃいます。これまででき得なかった販売ルートの新たな開拓あるいはマーケティング、商品づくり、観光、6次産業、すべてにわたって民間の知識、そして情報、人脈、販売ルート、経験、それらを取り入れたいと考えていると

ころでございます。

具体的に企業名を申し上げますと、観光については株式会社リクルート、東京でございます。 雑誌の「じゃらん」等を発行しておりますけれども、そのじゃらんリサーチセンターの関係職員 を一人いただくつもりでございます。

そして、6次産業化については、私どもと既に取引をしております、ぐるなびからいただきたいと考えて、今計画しているところでございます。

詳細につきましては、総務企画部長から御説明申し上げますので、御審議いただきますよう、 よろしくお願いいたします。

○議長(堀江 隆臣君) 提案理由の説明が終わりました。

次に、執行部より議案内容の説明を求めます。 総務企画部長。

〇総務企画部長(杉田 省吾君) 議案第1号、上天草市行政組織条例等の一部を改正する条例 の制定について説明いたします。議案書2ページをお願いいたします。

今回の提案は、上天草市定員適正化計画の実現に向け、組織の見直しによる部の事務分掌の移管に伴う条例改正、及び移管する業務の庶務の変更に伴う条例の改正を行うものでございます。 議案説明書の6ページからの新旧対照表もあわせてごらんください。

まず、市民生活部が所管する人権啓発及び男女共同参画に関する業務については、市民に対して相互理解を深め、啓発活動を行うとともに、職員に対する研修等に係る業務であることから、人事行政全般を総務企画部へ移管するものであります。この業務移管に伴い、男女共同参画社会推進条例に定める庶務について、市民生活部市民窓口課とあるものを総務企画部総務課に改めるものです。

次に、行政改革推進委員会設置条例については、業務移管に伴い、条例に定める庶務について 事務分掌の見直しによって庁内全体の総合調整能力を担う市長公室に移管するものであります。 総務課とあるものを総務企画部市長公室に改めるものでございます。これがこの議案を提出する 理由でございます。

続きまして議案第2号、上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

今、市長が冒頭説明されたとおりでございますが、今回の提案は、地方公務員法第3条第3項第3号に基づき、特別職の非常勤職員として高度な専門的知識と経験を有する者を民間から採用することに伴い、その報酬を新たに定める必要があるため、条例を改正するものでございます。

議案説明書の9ページをあわせてごらんいただきたいと思います。本市の農林水産部門では、 農林水産物のブランド化を含む6次産業化の推進を、また、観光部門では観光PRや観光客の受け入れ体制の整備等を進めておりますが、民間企業の方を採用することにより、その専門的知識や経験を活用することにより、これらの業務のさらなる推進及び強化を図るものでございます。 これがこの議案を提出する理由です。 御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長(堀江 隆臣君) 以上で、執行部から提案理由及び議案内容の説明が終わりました。

これより、議案第1号及び議案第2号を順次質疑、採決いたします。

まず、議案第1号の質疑に入ります。ただいまのところ質疑の通告はあっておりませんが、本件について質疑はございませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 隆臣君) 質疑がなければ、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 隆臣君) 討論がございませんので、これをもって終了いたします。

それでは、議案第1号、上天草市行政組織条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

「賛成者起立〕

〇議長(堀江 隆臣君) 起立多数です。

よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第2号の質疑に入ります。

質疑の通告があっておりますので、順次発言を許します。

まず、10番、島田光久君。

〇10番(島田 光久君) 今回の条例改正は、農林水産特別専門員と観光戦略推進員、特別職の追加でございます。月額38万円ということは、年収にすると、もろもろの経費を入れて1人当たり600万円以上になると思うんですけれども、例えば、私が採用の方法を聞いていたんですが、先ほど市長の説明の中で、これはあらかじめ内定しているということ、任期を聞いたら2年だということでしたので、この質疑は置いておきます。

採用される人の位置づけです。例えば、観光戦略推進員だったら、今、上天草市には観光課があって、あまくさ四郎観光協会があります。この人の位置づけはどういう形になるのか。観光分野で一番上位に置いて、そこからいろいろな戦略、政策をつくって、担当課なり民間のあまくさ四郎観光協会あたりに手配しながら戦略を練っていかれるのか。

それと、農林水産物特別専門員の場合、先ほど、ぐるなびの販売のほうが主体みたいに私には とれたんですけれども、販売していくからにはやはり、農水産物の生産分野というのも、生産を 上げることも、ある面では必要になってくると私は思うんですが、その辺の位置づけを教えてく ださい。

- 〇議長(堀江 隆臣君) 市長。
- ○市長(川端 祐樹君) 二人とも、それぞれの担当課にまず配属いたします。観光であれば商工観光課、6次産業のほうであれば農林水産課ということになります。立場的には特別専門員、

特別補佐官みたいな立場ではないかというふうに考えております。課長、課長補佐は別におりま して、組織のマネジメントは課長、課長補佐にしていただきます。

しかしながら、大きな企画立案とか、あるいは戦略を練ることとか、あるいは今おっしゃられたような生産、販売体制すべてにわたってのてこ入れを新しく雇う方々にお願いしたいというふうに考えております。ですから、何も販売だけではなくて、非常に広範囲にわたる仕事をお願いしたいと。特に、民間との接点となるような作業をお願いしたいと思っております。ブランド推進室において新商品の開発等をやっておりますけれども、やはりなかなか不得手な部分もございまして、そういったてこ入れもお願いしたいと考えているところでございます。

- 〇議長(堀江 隆臣君) 島田君。
- **〇10番(島田 光久君)** これは、一応2年間ということで、人数は今のところ2名だと思うんですけれども、今後、観光にしてもブランド推進にしても、2年間ある程度目標値を立ててやられるのか。その辺はどうなっているのか、その点をちょっとお尋ねしたいと思います。
- 〇議長(堀江 隆臣君) 市長。
- **〇市長(川端 祐樹君)** 今度、いよいよもって数字の目標とかそういったものを明確に定めて、 それらを追う作業に入るべき段階と考えておりますので、当然のように、そこはお願いしたい と考えております。
- ○議長(堀江 隆臣君) 次に、12番、田中万里君。
- **〇12番(田中 万里君)** おはようございます。12番、田中です。質疑を行いたいと思います。

先ほどの市長の説明並びに提案理由の説明で大まかにはわかりました。その中で、何点かお尋ねしたい点がございます。

まず初めに、月額38万円の根拠。それと、例えば職員を雇った場合には普通、これ以外に通勤 手当、住宅手当、もろもろのものがかかると思うんですが、そういう部分はこの中に入っていな くて、それはまた別に計上するという運びになるのかという部分。

それから、民間企業は、ぐるなびとリクルートということがわかりました。これは、先ほどの市長の説明の中で、これまで事業を推進していく上でいろいろとつながりがあって、ここから派遣していただくという点もわかりましたが、今回来られる方の年齢と、またその人が会社でどのような位置づけにおられたか、わかる範囲で。まだ正式に決定していない部分があるので、ここで言えない部分もあると思いますが、わかる範囲でいいので、こういう方を望んでおりますという部分があったら。

もう1点が、今回ぐるなびとリクルートと提携を結んで、こういう職員を派遣していただくわけでございますが、ぐるなびにしろ、リクルートにしろ、利益を上げる会社でございます。その部分において、この職員をこちらに派遣してもらう点で、例えば、リクルートにおいては、先ほど言われた「じゃらん」や雑誌等をいろいろと発行しておられますので、その部分との絡みですね。今後、例えば、商工観光課がいろいろ広告を載せる場合には「じゃらん」とかこういうとこ

ろが優先されるのではないかという部分、その辺の中身は協定等で、その辺もうたってあるのか、 まずは、その部分についてお尋ねいたします。

- **〇議長(堀江 隆臣君)** 総務企画部長。
- ○総務企画部長(杉田 省吾君) 何点か御質問いただきました。お答えいたします。

まず、もし私が答えきれなかったところについては、もう一度お願いしたいと思います。

最初に、月額38万円のほかの手当をということでありましたが、地方公務員の給与は、その職務と責任に応ずるものでありまして、市職員の給与はその複雑、困難及び責任の度合いに基づきまして、級別職務分類表によりまして相当な経験を有する課長補佐、主幹の職務ということで5級相当に位置づけているところでございます。

今回38万円の根拠としましては、非常勤職員の給与、報酬については給与条例によりまして、 ほかの一般職の給与との均衡を考慮しまして定めなければならず、今回の特別職は専門的な知識 と経験を有する者としまして、相当な経験を有する課長補佐、主幹の職務と位置づけまして、最 初に5級になった年の1年間に受ける報酬相当を計上しているものでございます。

なお、先ほど言われましたその他の報酬としまして、出向の形態や勤務実績によって時間外手 当、住居手当、及び単身赴任手当等を支払う予定でおります。

それから、民間企業の方はということでございました。現在、情報を得ているのは、リクルートにおいては50歳の社員の方でございます。旅行営業グループなどの課長職を歴任されている方でございまして、ぐるなびについては、現在先方で適任者を選考中であり、間もなく推薦されると思っているところでございます。

今度、民間企業の方が特別職として採用されたとき、「じゃらん」等の広告を優先的に使うのかということでございますが、このことについては、会社と今後協定書をつくっていくわけですが、特別職の採用と広告とは別の次元で検討してまいりたいということでございます。 以上です。

- **〇議長(堀江 隆臣君)** 田中万里君。
- **〇12番(田中 万里君)** では、次にお尋ねしたいんですが、先ほど、今後は観光と6次産業化を推進していくというようなことでございましたけれども、先ほども質問があったように数字的な部分で、例えば、今も担当課のほうである程度の数字は出しているかと思います。ブランド推進室のほうでも、例えば5カ年計画くらいで立ち上げて、こういう商品を集めて、こういうのをこういうふうにしてブランド化したいとかいろいろあるかと思うんですが、今回2年間の契約で雇われます。例えば、数字的目標は、雇った後に、この人に出していただくのか、あるいは今現在、ある程度の数字的な目標指数というのは考えていらっしゃるのか。

というのが、観光においては観光戦略ということで、たしか当初予算か何かで予算化をされていた部分があると思うんですよ。ですから、その辺と絡めて、例えば、2年後には観光客の入り込み数を10%アップします、あるいは観光における経済効果をこのように上げますというような目標数値をどのように考えておられるのかをお願いします。

それと、繰り返しになりますが、この方が来てから、背景とかいろいろ見てもらってから決定 してもらうのか、お願いします。

- **〇議長(堀江 隆臣君)** 総務企画部長。
- **〇総務企画部長(杉田 省吾君)** お答えします。

今度、特別職の職員2名を採用する予定でございますが、この人たちの任務と言いますか、今 検討しているところでございます。

今、田中議員が言われたとおり、私たちは今、1010プログラムという目標数値を掲げて仕事をやっているわけですが、その方たちに来ていただいて、目標数値の前倒しとか、また今後、観光部門においては観光振興計画を策定していきますので、その中でいろいろなプランとか広告戦略とかいろいろな知識を振興計画の中に繰り込みまして、数値目標がないものについては、今後つくっていきたいと思っております。

以上です。

- **〇議長(堀江 隆臣君)** 田中万里君。
- **〇12番(田中 万里君)** ということは、現在の時点では、数値目標はまだ決まっていないということで、逆に言えば、こういうことは早めに決めておかなければならなかったことだと思います。その部分をいよいよ今度明確にされていくことで、今回このように民間から派遣していただくと。

私も、民間の方たちのノウハウを学ぶというのは、非常に大切なことだと思います。と同時に、この方が2年間いる間に、職員の人たちも、この人についていろいろと学ばなければなりません。 先ほどから繰り返し言うように、この方たちに年間500万円くらい支払うわけでございますので、これが1,000万円、2,000万円、あるいは1億円、そういうふうになるように取り組んでいただきたい。

今回は民間からこちらに来てもらっております。市長は以前から行政職員はプロとしてやってもらわなければならないというようなことを言われておりますが、今後本当の意味で、例えば職員を逆にリクルートやぐるなびや、日本で活躍する大手のいろいろな会社へ2年間なら2年間派遣して、そこのいろいろなノウハウを持って帰ってきて、いろいろなルートをつくって持ってくるような考えはないのか、職員を民間に派遣するなどの考えはないのか、お聞かせ願いたいと思います。

- 〇議長(堀江 隆臣君) 総務企画部長。
- 〇総務企画部長(杉田 省吾君) お答えいたします。

先ほど言われたとおり、今回は特別職ということで民間から行政のほうに派遣していただきますが、田中議員が言われる、ノウハウを得るためにも民間に派遣してはどうかという御意見でございます。行政から民間企業へ派遣することについては、現段階では、すぐに派遣するということは考えておりません。地方公務員法第30条では、地方公務員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務しなければならないということから、職員が公務員としての身分を保有したまま

民間企業の業務に従事することは慎重な検討が必要であると認識しておりますが、研修等の扱い で民間企業に駐在させるということについては可能でございます。現在のところは考えていませ んけれども、今後検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長(堀江 隆臣君) 以上で、通告による質疑が終わりました。ほかに質疑はございませんか。

7番、髙橋君。

〇7番(髙橋 健君) 先ほどの田中議員の質疑に関連して、質疑を行いたいと思います。

今、地方公務員法の兼ね合いで行政側から民間のほうに派遣するとなったときに、行政に携わっていたら利益追求をする民間企業にはなかなか派遣しにくい面があるというふうな形で聞きましたけれども、ほかの市でそういう例がもしかしたらあるのではないかというのをお聞きしたいと思います。

実際、月額38万円かかるという形で、最初からそういう形で、もし前例があるようであれば、相互交換という形で予算計上していくと、恐らく3分の1ぐらいの予算で済みはしないかなというふうに私は個人的にとらえております。前例があるのかないのかというのは多分調べておられると思いますので、よろしくお願いします。

- 〇議長(堀江 隆臣君) 総務企画部長。
- **〇総務企画部長(杉田 省吾君)** お答えします。

最初、派遣という言葉で感じておりましたので、派遣については、いろいろ慎重な検討が必要 ということでございますが、研修という目的で、相互研修ということでやられている自治体等は あるかと思います。詳しくは調査しておりません。

- 〇議長(堀江 隆臣君) 髙橋君。
- **〇7番(髙橋 健君)** 今回そういうふうな形にしなかった理由というのがございましたらお 聞かせください。

非常にいいことなんですけれども、先ほど言われた2年間で数字的なところとか、今から戦略を立てていく中で、果たして2年間で実績が伴うのかというのはちょっと疑問に思うし、その方々がいらっしゃらなくなったときに、それをだれが引き継ぐのか。そういうスキルを持っている職員が今から先に出てくるのかというビジョンをお聞かせください。

- 〇議長(堀江 隆臣君) 総務課長。
- **〇総務課長(村上 理一君)** ただいまの件についてお答えいたしますが、まず制度的なお話を させていただきたいと思います。

地方公務員を民間企業に派遣して、逆に民間企業から来ていただく場合には交流人事という形になります。国家公務員の場合は官民交流法というのがありまして、法律によって制度が定められておりまして、その法律に基づいて交流人事を今、進めています。

一方で、我々のような地方公務員におきましては、今は官民交流の法律が定められておりませ

んので、実際のところ、まず受け入れる場合は、任期つき職員の条例を制定した上で受け入れるか、もしくは今回のように特別職の非常勤職員ということで受け入れる方法しかございません。私ども、今のところは任期つき職員の受け入れの条例はございません。現行では、非常勤の特別職の条例に基づいて受け入れるという形をとっております。ですから、先ほども部長が答弁されましたように、今の段階で民間企業へ派遣するとなれば研修という扱いで、身分は市の職員に置いたまま研修扱いで一時的に置くことしかできないということでございますので、まずは制度面の整備をした上で、交流人事を進めなければならないというところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(堀江 隆臣君) 髙橋君。
- **〇7番(髙橋 健君)** 最後にします。

人事交流させるためには法の整備が必要だと。今回、報酬を定めるにも、恐らく条例を改正しなければいけなかったと思いますので、どちらかと言えば、こちらのほうが簡単にできるからというような解釈でよろしいでしょうか。

- 〇議長(堀江 隆臣君) 総務課長。
- ○総務課長(村上 理一君) 今般の非常勤職の特別職でございますけれども、これに関しましては現状、制度がございますものですから、その報酬の改正によって受け入れることが可能であるということです。

任期つきの条例の制定についても検討はさせていただきましたが、現状では対民間企業との協定の中身によってその職員の――職員と言いますのは民間企業の会社の社員の身分の取り扱いについて、どうしても任期つき職員の条例ではクリアできない部分がありましたものですから、今回はこういう形で、条例の一部を改正するという形で受け入れをさせていただくというものでございます。

以上でございます。

- ○議長(堀江 隆臣君) ほかに質疑はございませんか。 11番、川口君。
- **〇11番(川口 望君)** 農林水産、観光においてのてこ入れという部分で、こういった人材 は非常に必要だと思うんですけれども、2年間という受け入れ期間が非常に短く感じる部分と いうのがあります。実際、市の予算措置に対して民間から職員さんが来て、それに対応しよう と思ったら、臨機応変に民間の意見を取り入れるというのはなかなか難しいと思うんですけれ ども、そうであれば、期間的に考えれば2年より3年の受け入れにするべきではないかと思うんですが、そこら辺の考えをお聞かせいただきたいと思います。
- 〇議長(堀江 隆臣君) 総務企画部長。
- ○総務企画部長(杉田 省吾君) 通常でしたら、非常勤特別職員については通常1年の雇用ということで現在やっているところでございますが、今回は特命的な任務でございますので、まず2年間はお願いしたいということで考えております。2年のうちに、そういう知識、ノウハ

ウをうちの職員が吸収して、これから業務に邁進していくということを期待しているところで ございますが、2年でまだ不足ということであれば、また検討する余地があるかと思っており ます。

以上です。

- **○議長(堀江 隆臣君)**ほかに質疑はございませんか。14番、園田君。
- ○14番(園田 一博君) 多分、観光戦略とか6次産業化については常々、市長の思い入れが 一番強いというところから、この特別職の件については恐らく市長が提案されたのではないか なと私は思います。

大体わかりましたけれども、そこで重ねて市長の熱い気持ち、どういうところを期待してこの特別職の導入を提案されるのか――、決めつけるわけではありませんが、多分そうではないかなと私は思いますので、市長のその熱い思いを聞かせてもらいたいと思います。

- 〇議長(堀江 隆臣君) 市長。
- **〇市長(川端 祐樹君)** 御推察のとおりでございます。私と人事担当の部長、課長と話をする中で、いよいよもって民間人の人材が必要だなということを、ここ1年ぐらい話をしておりました。

そういった中で、我々が進めております観光、そして6次産業化、観光については新幹線が開通したり、またA列車関係、また天草に対する新たな視点というのが加わっておりまして、非常に追い風が吹いております。ですから、この時期に一気にやり遂げるべきではないかという考えでございます。

プロパー職員、市の職員も優秀な若手、中堅クラス、管理職も含めていらっしゃいますから、 それなりのことはやっていくんですよ。しかしながら、民間を入れることによって、これまで5 年かかっていたことが2年で済むかもわかりません。そういった効果を目指して、この段階で一 気にやり遂げようということです。

そして、職員にとっても、今、商社としての考え方、自分から数字をつくるという考え方が必要になっているかと思います。そういった考え方を取り入れるためには民間に出すか、もしくは民間の方が入ってこられて、その中でそのシビアさを肌身で感じるという部分が非常に大事だというふうに思っております。そういった関係で、今回、観光と6次産業化を何が何でもやり遂げる、やり遂げたいという思いでおりますので、彼らを中心として、また新たな戦略や事業展開、そして生産者の方々が喜ばれるような、そういった取り組みを実現できればというふうに思っております。

○議長(堀江 隆臣君) ほかに質疑はございませんか。

「「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀江 隆臣君) 質疑がなければ、これより討論に入ります。 討論はございませんか。 [「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 隆臣君) 討論がありませんので、これをもって終了いたします。

それでは、議案第2号、上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(堀江 隆臣君) 起立多数です。

よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6 議案第3号 平成23年度上天草市一般会計補正予算(第8号)

〇議長(堀江 隆臣君) 次に日程第6、議案第3号、平成23年度上天草市一般会計補正予算 (第8号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(川端 祐樹君) 議案第3号、平成23年度上天草市一般会計補正予算第8号について、 提案理由の説明を申し上げます。

今回提案します補正予算は、国の3次補正に関わる国庫支出金の決定による事業、及び緊急防 災・減災事業費等の補正予算が主なものでございます。

詳しい内容につきましては所管部長から御説明いたしますので、議員の皆様方におかれまして は御審議いただきまして、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(堀江 隆臣君) 提案理由の説明が終わりました。

次に、執行部より議案内容の説明を求めます。

総務企画部長。

○総務企画部長(杉田 省吾君) 議案第3号の説明をいたします。

平成23年度上天草市一般会計補正予算第8号でございます。議案書5ページをお願いいたします。

議案第3号、平成23年度上天草市一般会計補正予算第8号についてでございます。配付して ある資料があるかと思いますが、読み上げて説明いたします。

別紙補正予算第8号の1ページをお願いいたします。

議案第3号、平成23年度上天草市一般会計補正予算第8号は、主に国の3次補正に係る国庫 支出金の決定による事業費、及び緊急防災・減災事業費等の補正予算の計上でございます。

歳入歳出それぞれ8億3,331万7,000円を追加し、予算総額は177億6,751万5,000円と定めるものでございます。

4ページをお願いいたします。

第2表、地方債の補正につきましては、緊急防災・減災事業債で4億8,010万円の補正でございます。

歳入について説明いたします。8ページをお願いいたします。

65款国庫支出金15項国庫補助金30目土木費国庫補助金の7,345万円は、社会資本整備総合交付金の決定による増額の計上です。40目教育費国庫補助金の2億7,976万7,000円は、学校施設環境改善交付金の決定による増額の計上です。

9 9 款市債1 0 項市債9 5 目緊急防災・減災事業債の4億8,010万円は、市道井出の川線防災対策事業ほか12件の増額の計上です。

以上が、歳入についての説明でございました。

続きまして、歳出について御説明いたします。10ページをお願いいたします。

15款総務費10項総務管理費45目企画費の1,710万円は、松島庁舎建設地質調査委託料、松島庁舎建設用地測量委託料、開発行為申請業務委託料の増額の計上です。

45款土木費15項道路橋りょう費10目道路維持費の1億1,300万円は、市道元釜線28号及び市道井出の川線設計委託料、市道坊主島下桶川線防災対策工事ほか3件、市道坊主島下桶川線 用地購入費ほか3件の増額による計上です。

5 5 款教育費 1 5 項小学校費 1 0 目学校管理費の3億4,854万6,000円は、龍ヶ岳小学校校舎・ 給食室改築工事監理委託料ほか 2 件、龍ヶ岳小学校校舎・給食室改築工事費ほか 2 件、備品購入 費の増額による計上です。 2 0 項中学校費 1 0 目学校管理費の3億7,200万円は、大矢野中学校校 舎、北棟でございますが、耐震補強工事監理委託料ほか 5 件、大矢野中学校校舎耐震補強工事ほ か 6 件の増額による計上です。

7 5 款予備費 1 0 項予備費 1 0 目予備費 1,732万9,000円の減額は、予算調整によるものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

予算を定めるには、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を経る必要がありますので、これが議案を提出する理由であります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(堀江 隆臣君) 以上で、執行部から提案理由及び議案内容の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告があっておりますので、発言を許します。

10番、島田光久君。

○10番(島田 光久君) 総務費の松島庁舎地質調査500万円についてお尋ねしたいと思います。 23年度も地質調査500万円でされています。どういう調査をされたのか、私は500万円の地質 調査で、設計まで入れるような地質調査と理解していたんです。でも、今回新たにまた500万円、 地質調査を計上されているので、前回の地質調査はどういう調査をされたのか。恐らくボーリン グか何かでされると思うんですけれども、何本ぐらいされたのか。今度の調査はどれくらい掘削 して地質調査をされるのか、その辺を教えてください。

- **〇議長(堀江 隆臣君)** 総務企画部長。
- ○総務企画部長(杉田 省吾君) 当初予算で計上していた地質調査をされていたのかということでございます。これがまだ未発注ということでございます。地質調査は、建物本体が建設されようとする土地において、その地質の状況等建物の重さに耐えられる地層を把握するために調査及び土質検討を実施するものでありまして、建物本体の基礎設計をする際の根拠資料となるものでございます。

このことから、松島庁舎の建設予定地の地質調査業務に当たっては、先ほど言いましたとおり 平成23年度の当初予算で5カ所を計画し、500万円を計上していたものでございますが、しか しながら当該地質調査の実施については、庁舎建設位置を可能な限り決定した上で調査位置を決 定し、実施すると予定していたことから、先ほど言いましたとおり、現在発注していない状況で ございます。

以上です。

- 〇議長(堀江 隆臣君) 島田君。
- **〇10番(島田 光久君)** はい、わかりました。要するに、まだ地質調査を発注していなかったということで、今度新たに建設に向けて地質調査されるということで理解しました。

では、次に、開発行為申請業務委託料で予算化されていますけれども、これ自体は理解しているんですが、説明資料によると、中ほどに森林・林業・木材産業づくり交付金を活用する見込みであるというものがあるんですけれども、松島庁舎に木材をどれくらい使用されるのか、全体が木材設計になるのか。私も最初はそれで理解していたんですけれども、3月の震災があってから、ある程度強い庁舎をつくるというのは、恐らくみんなそういう思いで携わってきていると思うんですよ。だから、この木材を申請されるということは、当初から全部木材にされるのか、その辺をちょっと教えてください。概略でいいです。

- **〇議長(堀江 隆臣君)** 総務企画部長。
- **〇総務企画部長(杉田 省吾君)** お答えいたします。

松島庁舎建設に当たっては、財政負担を軽減するため交付金等を活用して行いたいと考えております。上天草市松島庁舎建設基本構想に即して、また先ほど言われました東日本大震災における教訓を踏まえ、大規模災害時の防災拠点としての機能を強化させるべく、より耐震性、耐久性にすぐれた庁舎となるように、今後、設計者と協議を重ねながら建設を進めてまいりたいというところでございます。

先ほど、木材の使用量はということでございますが、今度4次予算のほうで、この交付金を活用する予定でございますけれども、この趣旨に即して申請してまいりたいと思っております。 以上です。

- 〇議長(堀江 隆臣君) 島田君。
- **〇10番(島田 光久君)** 今の答弁ではちょっと理解できないんですけれども、考え方として、

例えば1階から木造でする形の建築になっていくんですか。この交付金を実際に申請されて、交付金を使って庁舎をつくるということでしょう。だから、全体的に、1階から木造で立ち上げて 庁舎をつくるような計画で進んでいるのかをちょっとお聞きしたいんですよ。

- 〇議長(堀江 隆臣君) 総務企画部長。
- ○総務企画部長(杉田 省吾君) 現在まだ、庁舎建設の基本設計を発注している段階でございまして、物としてどういう物ができるということは、基本設計後に形として見えてくるのではないだろうかと思っております。私の思いとしては、木造とRCを加えた混合の庁舎になるかと期待しているところでございます。

以上です。

- 〇議長(堀江 隆臣君) 島田君。
- ○10番(島田 光久君) 私も、最初は木造でもいいかなと思っていたんですよ、経費を抑制しながら。でも震災の後、せめて1階ぐらいは高潮ぐらいに対応できるような防災機能を持った、やはり50年、100年先を見据えた庁舎でなければいけないと思うんですよ。これを見て、全体的に下から、基礎から木造で立ち上がるかなという感じを得たものだから。中身はまだ今から詰めていかれるんでしょうけれども、違うんですね。
- 〇議長(堀江 隆臣君) 建設部長。
- **〇建設部長(尾上 徳廣君)** 建築方法でございますけれども、一応、木材の使用量は1平方メートル当たり0.3立方メートル、庁舎全体の70%超ぐらい使用する予定でございます。

それと建築基準法で、防火法に基づいてRC併用で実施するようにしております。すべてが木造ではございません。RCを併用して、ある程度防災関係に耐えるような設計を目標にしているところでございます。

以上です。

- **〇議長(堀江 隆臣君)** ほかに質疑はございませんか。(「もう一つあります」と呼ぶ者あり)失礼しました、島田君。
- **〇10番(島田 光久君)** 今度、教育費の補助事業で、大分前倒しして補強とかされますが、これを見て大体は理解しているんですけれども、今後の耐震補強で市内の小中学校はどれくらい耐震補強が整備されているのか、どれぐらい残っているのか、今後どういう計画になっているのか、その辺を教えてください。
- 〇議長(堀江 隆臣君) 教育部長。
- **〇教育部長(松本 和任君)** お答えします。

今回の補正でお願いしたもので、小学校に係るものが阿村小学校の校舎及び体育館です。それ と、龍ヶ岳小学校校舎については、もう既に発注して工事中でございます。この2校をもって、 小学校は全部完了します。

それと、中学校につきましては、今回の補正で大矢野中学校、阿村中学校、姫戸中学校、それ に今津中学校の体育館ですね。ここが終わってしまいますと、あと残りが維和中学校の校舎と体 育館、それと教良木中学校体育館の2校3施設のみが残るような形になります。

今後の計画ということでございますが、これにつきましては、耐震診断を当初予定していませんでしたけれども、本年度予算で耐震診断を終え、工事につきましては24年度以降に計画の予定です。よろしいでしょうか。

以上でございます。

- 〇議長(堀江 隆臣君) 島田君。
- **〇10番(島田 光久君)** わかりました。

それと、あと1点だけです。閉校される学校が幾つも出てくると思うんですけれども、そこの 学校の跡地活用に向けて、やはり地域が進めていきたいというものがあると思うんですよ。廃校 される学校の耐震調査はされるのか、されないのか、その点を教えてください。計画はあるのか、 ないのか。

- 〇議長(堀江 隆臣君) 教育部長。
- ○教育部長(松本 和任君) 当初の統合計画の中で漏れたといいますか、統合後には学校として使用しないということで、維和中学校とか教良木中学校は耐震の診断をしていなかったわけです。けれども、跡地利用を考えた場合、これもしておかないと、いずれにしろ後の有効活用ができないのではないかということで、今度診断に着手したところでございますので、廃校といいますか、学校として使用しなくなる建物についても随時そのようにして対応していきます。
- 〇議長(堀江 隆臣君) 島田君。
- ○10番(島田 光久君) 維和中学校と維和小学校は大体わかりました。ほかにも来年度、再来年度に閉校になる学校は幾つもあるんですけれども、そこの耐震調査は一応されるんですか。例えば、跡地活用する場合に、耐震してあるとかないとか、状況というのは、次に利用する人にもやはりある程度知らしめる必要があると思うんですよ。補強する、しないは別にして。だから、調査だけはすべきと私は思うんですけれども、そういう計画はありますか。
- 〇議長(堀江 隆臣君) 教育部長。
- ○教育部長(松本 和任君) 今の時点では、そちらのほうの計画はございません。ただ、先の利用等が全く決まっていない状態でございますので、その辺がある程度めどがついた時点で検討したいと思います。
- **〇議長(堀江 隆臣君)** ほかに質疑はございませんか。 3番、田中辰夫君。
- ○3番(田中 辰夫君) 済みません、先ほどの松島庁舎建設の件で、これを見ますと平成24年度中に事業完了ということで書いてありますけれども、今から申請して、着工して、果たして24年度中に終わることができるのかなと、ちょっと不安に思いまして、計画等ございましたら教えていただきたいんですが。
- **〇議長(堀江 隆臣君)** 総務企画部長。
- ○総務企画部長(杉田 省吾君) 今度、23年度の4次補正の交付金については24年度中に

その建屋を完了するということが条件となっております。今回、建物については年明け早々でしたか、プロポーザルで発注しているところでございますが、市道がありますので、今後この予算を通過した後、早急に土地の分筆とか、国道からの進入路とか、市道につながる歩道の設置とか、そういうところをやりながら、開発許可を同時にやっていきたいと思っております。大変厳しい工期になるかと思いますけれども、外構以外は24年度中に完成していきたいと思っております。以上です。

○議長(堀江 隆臣君) ほかにございませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 隆臣君) ほかに質疑がなければ、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 隆臣君) 討論がございませんので、これをもって終了いたします。

それでは、議案第3号、平成23年度上天草市一般会計補正予算第8号を採決いたします。 本件は原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(堀江 隆臣君) 起立多数です。

よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第7 議案第4号 工事請負契約の変更について(倉江配水池築造工事)

○議長(堀江 隆臣君) 次に、日程第7、議案第4号、工事請負契約の変更について(倉江配水池築造工事)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〇市長(川端 祐樹君) 議案第4号、工事請負契約の変更について、提案理由の説明を申し上 げます。

平成23年第6回市議会において議決された倉江配水池築造工事請負契約金額に変更がありましたので、今回提案するものでございます。詳しい内容につきましては所管部長から御説明いたしますので、議員の皆様方におかれましては御審議いただきまして、御承認賜わりますようお願い申し上げます。

〇議長(堀江 隆臣君) 次に、執行部より議案内容の説明を求めます。 水道局長。

〇水道局長(楠本 金生君) お疲れさまです。

工事請負契約の変更について説明いたします。議案集6ページをお願いします。

今回変更契約するのは、平成23年第6回上天草市議会におきまして議決された倉江配水池

築造工事における地盤改良工事、当初、地盤改良くい改良長 5.5 メートルを 160 本設計しておりましたが、実施におきまして支持層が浅かったため、改良長 3.64 メートルを 116 本、3.18 メートルを 44 本、合計 160 本を変更することにいたしまして、請負契約金額1億7,955万円を 167,806万6,115円に変更するものであります。これが議案を提出する理由でございます。御審議のほど、よろしくお願いします。

〇議長(堀江 隆臣君) 以上で、執行部からの提案理由及び議案内容の説明が終わりました。 これより質疑に入ります。

質疑の通告があっておりますので、発言を許します。

10番、島田光久君。

- **〇10番(島田 光久君)** 今回の契約変更は減額補正ですけれども、これはボーリング調査と か何とかを、その時点でしていなかったんですか。例えば、くいを打つのが浅いとか深いとか。
- 〇議長(堀江 隆臣君) 水道局長。
- **〇水道局長(楠本 金生君)** 調査ボーリングは2本行っております。その結果で支持層を設定 いたしておりまして、改良長5.5メートルを160本というところで設計を行っておりました。
- 〇議長(堀江 隆臣君) 島田君。
- **〇10番(島田 光久君)** ということは、ボーリング調査2本というのが結構深さがあって、 160本という形でされたと思うんですけれども、その2本が、やはり確実に地層、地質を反映 していないという意味になると思うんですよね。

これは工事だから、入札という形で契約させていると思うんですけれども、その辺の絡みというのはどうなっているんですか。入札結果で逆算して、この減額補正の数値になっているんですか。

- 〇議長(堀江 隆臣君) 水道局長。
- ○水道局長(楠本 金生君) 数値がこうなっているかと言いますと、一応、当初5.5メートルを160本に決定しておりまして、所定の支持力、すなわち地盤安定を得られる位置が当初想定したよりも浅かったために、改良長を3.64メートルと3.18メートルに変更して減額をしております。
- 〇議長(堀江 隆臣君) 島田君。
- **〇10番(島田 光久君)** では、入札の基準ではなく、当初の計画の基準で減額されていると 理解していいんですか。はい、わかりました。終わります。
- ○議長(堀江 隆臣君) ほかに質疑はございませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 隆臣君) ほかに質疑がなければ、これより討論に入ります。 討論はございませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長(堀江 隆臣君) 討論がございませんので、これをもって終了いたします。

それでは、議案第4号、工事請負契約の変更についてを採決いたします。 本件は原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。 [賛成者起立]

〇議長(堀江 隆臣君) 起立多数です。

よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。 以上で、本臨時会に提出されました議案は終了いたしました。 これをもちまして議事を閉じ、平成 2 4年第1回上天草市議会臨時会を閉会いたします。 閉会 午前 1 1 時 1 3 分